事業協同組合で特例扱いを希望される場合の申請方法について

独立行政法人都市再生機構

１　申請に当たっての注意事項

 (1)　事業協同組合の特例扱いを希望できる事業協同組合は、「中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）」に基づく事業協同組合で建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査で、審査基準日が定期受付の場合は令和５年６月16日以降、随時受付の場合は申請日の１年７月前の日より後のものが必要となります。）を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

 (2)　特例扱いは、事業協同組合の希望工事種別のうち、官公需適格組合証明を受けた建設工事に対応する受付工事種別（別冊「建設工事競争参加資格審査申請書等の受付について」（以下「受付案内書」といいます。）表１・２参照）で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た受付工事種別について行います。

 (3)　手続きについてご不明の点は、資格審査担当（電話096-288-1652）にお問い合わせください。

２　審査対象者

　　事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10者の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。

　　審査対象者は、次の要件を満たしていることが必要です。この場合、審査対象者の数は10を超えることはできません。

 (1)　当該組合の組合員であること。

 (2)　当該組合の理事又は当該組合の理事がその役員になっている法人であること。

 (3)　当該組合が希望する工事種別のすべて又はいずれかに係る工事の施工について、建設業法第３条の規定による許可及び総合評定値の通知（１(1)の要件を満たすもの）を受けている者であること。

 (4)　受付案内書に記載の『１　競争参加申請資格』を満たす者であること。

３　　提出方法

定期受付期間(令和６年12月２日から令和７年１月15日まで)に申請される場合は、**電子メー**

**ル方式のみ**受付を行います（**文書郵送方式での受付は行いません。**）。随時受付期間（令和７年２月３日以降）に申請される場合についても原則電子メール方式で受付を行います。ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、資格審査担当（096-288-1652）に事前に**電話にてご連絡の上**、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。

　　詳細については、別表１の申請方法及び宛先の記載に従い、『４　提出書類』に記載の申請書類をご提出ください。

４　提出書類

(1)　事業協同組合として次に掲げる書類

①　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）…【様式１－１及び１－２】

②　官公需適格組合証明書（写し）

③　共同企業体等調書（補・その１・その２）…【別紙様式】

④　営業所一覧表…【様式２】

⑤　業態調書…【様式３】

⑥　委任状（行政書士等による代理申請の場合）…【様式５】

⑦　送付前チェックシート

⑧　受理票…【様式６】

電子メール方式の場合は、受理票は不要です。当機構からメールにて受理通知をお送りします。（郵送の場合、受理票様式をはがきの裏面に貼り付け、必要な分の切手を貼付したはがきの表面に返信先を記入してください。）

 (2)　事業協同組合及び各審査対象者分の次に掲げる書類

　　①　納税証明書その３等（写し）

 　 ②　審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類…【任意様式】

③　役員名簿

 　 ④　組合員名簿

⑤　総合評定値通知書（１(1)の要件を満たすもの）（写し）

 　 ⑥　工事分割内訳表（必要となる場合）…【様式４】

５　提出書類の記載に当たっての注意事項

 (1)　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書…【様式１－１及び１－２】

　　　申請書の記入にあたっては、別冊「建設工事競争参加資格審査申請書等の記入要領」の記載方法のほか、次の点に特に注意してください。

　　①　「08 法人番号」欄には、特段、事業協同組合として法人番号の指定を受けている場合の　　　み記入してください。

　　③　「17 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に使用します。

　　　　なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要です。

　　④　「19 営業年数」の欄は、共同企業体等調書（補）の「② 営業年数」の平均年数を記入してください。

　　⑤　「21 設立年月日」欄には、登記事項証明書に記載の事業協同組合の設立年月日を記入してください。

　　⑥　「22 みなし大企業」欄には、事業協同組合として、下記に該当する場合には記入してください。

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項第１号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」の欄に「○」を記入し、上記に該当しない場合は「□該当しない」の欄に「○」を記入してください。

　　⑦　「23 年間平均完成工事高」の欄は、事業協同組合として登録を希望する受付工事種別（競争参加を希望しない工事を含む。）ごとに共同企業体等調書（補）の「③ 年間平均完成工事高」の合計を記入してください。

 (2)　共同企業体等調書…【別紙様式】

　　　共同企業体等調書は、次のとおり記入してください。

　　①　共同企業体等調書（補）

　　　イ　「② 営業年数」の欄には、総合評定値通知書の「営業年数」を、事業協同組合及び審査対象者ごとに転記し、合計を記入のうえ、平均年数（１年未満切捨て）を算出、記入してください。

　　　ロ　「③ 年間平均完成工事高」の欄には、総合評定値通知書の「年平均」欄から事業協同組合として登録を希望する受付工事種別に対応する年間平均完成工事高を、事業協同組合及び審査対象者ごとに記入し、それぞれの合計を記入してください。なお、総合評定値通知書に記載されている１つの年間平均完成工事高を、いくつかの登録を希望する工事種別に分割する場合及び総合評定値通知書に記載されているいくつかの年間平均完成工事高を、１つの工事種別に合算する場合には、「工事分割内訳表」を作成してください。

　　　ハ　「④ 自己資本額・利益額」の欄には、総合評定値通知書から各項目の数値を、事業協同組合及び審査対象者ごとに転記し、それぞれの合計を記入してください。

　　②　共同企業体等調書（その１・その２）

　　　イ　「技術職員数」の欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている人数を、事業協同組合及び審査対象者ごとに各欄に転記し、それぞれの合計を「計」欄に記入してください。

　　　ロ　「自己資本額」の「計」欄には、共同企業体等調書（補）の「④ 自己資本額・利益額」欄のうち「自己資本額」の合計を記入してください。

　　　ハ　「利益額」の「計」欄には、共同企業体等調書（補）の「④ 自己資本額・利益額」欄のうち「利益額」の合計を記入してください。

　　　ニ　「経営状況」の欄には、総合評定値通知書の「経営状況」の「評点(Y)」欄に記載されている点数を、事業協同組合及び審査対象者ごとに転記し、それぞれの合計を「計」欄に記入してください。

　　　ホ　「その他の評価項目」の欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」の「評点(W)」欄に記載されている点数を、事業協同組合及び審査対象者ごとに転記し、それぞれの合計を「計」欄に記入してください。

　　　ヘ　「年間平均完成工事高（千円）」の欄には、共同企業体等調書（補）の「③ 年間平均完成工事高」欄のうち総合計の数値を記入してください。

　　　ト　※欄については記入しないでください。

(3)　営業所一覧表…【様式２】

　 　　営業所一覧表は、共同企業体としての連絡先を記入してください。

以　上

別表１　申請方法及び宛先

**定期受付の場合(令和６年12月２日から令和７年１月15日まで)**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道 | 本　社 | 電子メール方式で申請してください。<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。＜申請ガイドリンク＞[**https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido\_ver2.0.pdf**](https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido_ver2.0.pdf) |
| 東　北　震　災復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |

**随時受付の場合（令和７年２月３日以降）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録地区 | 登録地区に対応する都道府県 | 対象本部等 | 申請方法及び宛先 |
| 東日本地区 | 東京、千葉、神奈川、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟、富山、石川、山梨、秋田、山形、宮城、岩手、 福島、青森、北海道 | 本　社 | 電子メール方式で申請してください。<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>※電子メール方式の申請方法については、HP掲載の申請ガイドをご覧ください。＜申請ガイドリンク＞[**https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido\_ver2.0.pdf**](https://www.ur-net.go.jp/order/fehv9e0000001b6l-att/shinseigaido_ver2.0.pdf)ただし、電子メール方式による申請ができない場合は、下記宛先に事前に電話にてご連絡の上、文書郵送方式での申請を受け付けることとします。〒８６０－０８０４熊本市中央区辛島町5-1日本生命熊本ビル12階独立行政法人都市再生機構令７・８工事審査担当電話096-288-1652※持参等によるご来訪はご遠慮願います。 |
| 東　北　震　災復　興　支　援　本　部 |
| 東　日　本都　市　再　生　本　部 |
| 東　日　本賃　貸　住　宅　本　部 |
| 中部地区 | 愛知、静岡、岐阜、三重 | 中　部　支　社 |
| 関西地区 | 大阪、京都、滋賀、福井、奈良、和歌山、兵庫、岡山、広島、鳥取、島根、香川、徳島、愛媛、高知 | 西　日　本　支　社 |
| 九州地区 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、山口、沖縄 | 九　州　支　社 |